



小児かかりつけ診療料とは

2016年4月の診療報酬改定において、“小児かかりつけ診療料”が新設されました。医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす意図があるようです。当院での算定を希望される方は下記を良くお読みの上、受付に申しつけ下さい。



算定の条件

1

継続的に受診している3歳未満(未就学まで延長可)の患者さんで、有病時に最初に受診する医療機関として指定することの同意を得ている場合

2

医療機関は患者さんからの電話等の問い合わせに対して、原則として常時対応すること

3

急性疾患、慢性疾患について必要な指導および診療を行なうこと

4

発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じること

5

予防接種に対して必要な指導及び助言を行なうこと

6

他の医療機関と連携して、患者さんが受診している保険医療機関をすべて把握すること

原則3歳未満のお子さんで、登録された場合

- ① 何か症状があれば、まずは当院を受診して頂くことになります。
- ② 他の医療機関で継続的に診療を行なっている場合は事前に申告をして下さい。
- ③ 特に専門的な診療の必要がない程度の皮膚科疾患、耳鼻科疾患、眼科疾患、整形外科的疾患なども誠心誠意診療いたしますので、ご安心ください。
- ④ ただし、必要に応じて専門的な医療を要すると判断した場合は、紹介などを行ないます。
- ⑤ 当院への連絡は、診療時間内であれば、0829-31-1703にお電話ください。
- ⑥ 時間外や休診時においても、0829-31-1703におかけ下さい。かかりつけ医に連絡がつくようにいたしております。
ただし、必ず電話は非表示を解除して、発信してください。(非表示の場合は防犯上の観点から対応できない場合がございますので、ご承知おき下さい。)
- ⑦ 原則として電話で常時対応いたしますが、医師の体調保持にもご協力頂くと助かります。
予防接種や発達など急を要さない相談は午後9時までにご相談ください。
- ⑧ 外出時、自動車運転時、入浴時、飲酒時、深夜などの際は対応出来ないこともあります。
- ⑨ 診療代金としては、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は、窓口料金は今まで通り変わりません。
乳幼児等医療費受給者証をお持ちでない方は窓口支払い時、60円程度の負担増となります事をご了承ください。